

最低制限価格制度及び調査基準価格制度の改正について

1 改正内容

府中市建設工事最低制限価格事務取扱要領第3条における最低制限価格及び府中市低入札価格調査制度事務取扱要領第2条における調査基準価格の設定において、各工事費目に乗じる率を次のとおり改正します。

改正前	改正後
(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額	(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額	(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額	(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
(4) 一般管理費等の額に <u>100分の55</u> を乗じて得た額	(4) 一般管理費等の額に <u>100分の68</u> を乗じて得た額

2 適用期日

令和5年4月1日